

1 補助対象となる事業実施時期

事業名	補助対象となる事業実施時期
施設整備事業	令和7年11月11日以降に承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所であって、東京都が内示した後に着手した事業 ✓ 内示時期は未定 ✓ 内示後に工事契約手続や機器購入契約手続を開始 ✓ 施設整備事業は、令和8年3月末までに全ての工事が完了していない場合は、完成した部分までを進捗率等に応じて補助

・「へき地診療所」の補助金の交付を受けている場合は補助の対象外です。

2 補助対象となる承継のケースについて

ケース		補助対象（※）
開設者が個人の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が法人の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が自治体の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が個人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が個人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が国の診療所		×

※管理者の変更のケースであっても、例えば同一法人内での人員配置の都合による管理者の変更など、補助対象としての疑義が生じる場合がありますので、その場合は東京都まで御相談ください。